

内田整形外科医院 訪問リハビリテーション ロドフ
[指定訪問リハビリテーション事業所及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所]
運営規程

(事業の目的)

第1条 内田整形外科医院（以下「事業者」という。）が開設する指定訪問リハビリテーション事業所及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者」という。）で、医師が訪問リハビリテーション等の必要を認めた者に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 内田整形外科医院
- (2) 所在地 岡山県津山市山北 550

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 医師 1名
事業所の従業者の管理及び訪問リハビリテーション等の利用の申込みに係る調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名（常勤職員）
理学療法士 1名以上（常勤職員）
作業療法士 1名以上（常勤職員）
(介護予防) 訪問リハビリテーション計画書に基づき、訪問リハビリテーション等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、但し、日曜日、祝日、お盆（8/13～15）、年末年始（12/30～1/3）及びその他施設が定めた日（予め通知する）は休業とする。
- (2) 営業時間
月、火、水、木、金曜日は、午前8時30分から午後5時30分までとし、土曜日は、午前8時30分から午後1時までとする。

(利用料その他の費用の額)

第6条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費を利用者から徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた場合は、別途別紙に定める金額を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 お支払方法は、引き落としとする。引き落とし日は毎月26日とする。

なお、引き落とし日が銀行の営業日でない場合は、銀行の翌営業日の引き落としとする。

なお、引き落としが残高不足等で出来なかった場合、翌月の請求時に加算し請求する。

その場合には手数料が発生する。

但し、新規ご利用者については引き落としの手続きが完了するまでは毎月25日までに現金にて徴収する。

5 領収書について

原則再発行は行わない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、旧津山市内（原則当事業所より3km圏内）

(衛生管理)

第8条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第9条 事業者は、提供した訪問リハビリテーション等に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山市、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

第 11 条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の定期的な開催及びその結果についての従業員への周知徹底
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第 14 条 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問リハビリテーション等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問リハビリテーション等の提供を行うよう努めるものとする。

(賠償責任)

第 15 条 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害（利用料の滞納及び器物破損等）を被った場合、利用者及び連帯保証人は連帯して、当事業所に対してその損害を賠償するものとする。

- 2 連帯保証人の負担は、限度額 50 万円とする。
- 3 連帯保証人へ請求する場合、事業所は連帯保証人に対して利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等利用者のすべての責務の額に関する情報を提供する。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者は、従業員の資質の向上のために研修の機会を設ける。
- (2) 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

- (4) 事業者は、適切な訪問リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (5) 安全なサービスの提供が天候（暴風、大雨、大雪等）、交通事情、ご本人の疾病や介助状態の変化などにより困難と当事業所が判断した場合、当日の利用を中止する。
- (6) ご利用キャンセルの料金の発生について
当日の午前9時までに連絡なく、利用をキャンセルされた場合には、利用料金と交通費を請求させていただく事がある。
- (7) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は内田整形外科医院が定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

この規程は、令和5年3月1日から施行する。